

大規模盛土造成地マップ を作成しました

いつか起こりうる大地震

近年の大地震では、大規模に谷や沢を埋めた造成地で滑動崩落が発生し、多くの宅地に被害が生じています。市内においても、糸魚川・静岡構造線断層帯を原因とする大地震により、同様の被害が懸念されるため、市内の大規模盛土造成地の位置、規模および種類を調査しました。

市内9カ所を
大規模盛土造成地に判定

市内を調査した結果、穂高地域2カ所、明科地域7カ所を大規模盛土造成地として判定しました。今後は、より詳細な調査を実施し、大規模盛土造成地の滑動崩落の危険性を調査していきます。
大規模盛土造成地の位置および調査方法などについては、市HPまたは建築住宅課（2階15番窓口）で閲覧できます。

大規模盛土造成地とは？

国土交通省は、以下の2種類の盛土造成地を「大規模盛土造成地」としています。

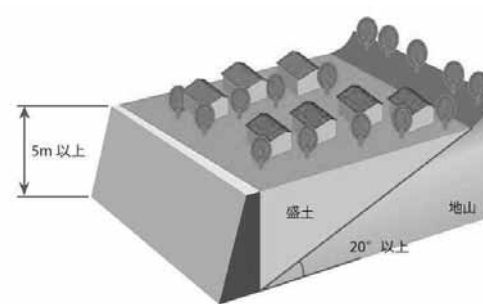
谷埋め型大規模盛土造成地

谷を埋め立てた造成地で、盛土の面積が3,000㎡以上のもの



腹付け型大規模盛土造成地

傾斜地に盛土した造成地で、地山（造成前の原地盤）の勾配が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上のもの



※国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より

地震が発生すると

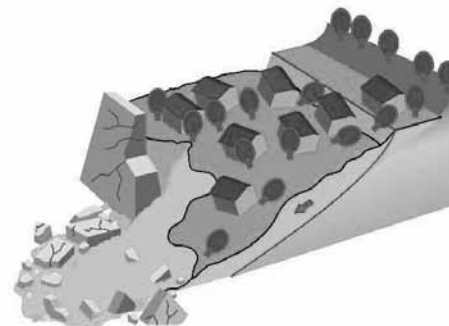
滑動崩落とは？

滑動崩落とは、谷間や山の斜面などにおいて盛土造成されたひとまとまりの宅地が、地震による大きなゆれによって滑ったり崩れたりする現象のことです。

谷埋め型造成地における滑動崩落



腹付け型造成地における滑動崩落



※国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より

市では、市民の皆さんに大規模盛土造成地の存在を知っていただき、今後起こりうる地震に対する防災意識を高めるとともに、災害時の被害の未然防止や軽減につなげるため、「大規模盛土造成地マップ」を公開しました。

Q&A よくある質問コーナー

Q 1 大規模盛土造成地と判定された箇所は、危険ということですか？

A 1 大規模盛土造成地と判定された箇所が、必ずしも危険というわけではありません。地下水の処理と盛土の締め固めが適切に行われている場合は、安全であると考えられます。

Q 2 大規模盛土造成地と、土砂災害警戒区域は異なるものなのですか？

A 2 そのとおりです。大規模盛土造成地は、一定規模以上の谷埋め型、腹付け型の盛土箇所を示したものであり、土砂災害警戒区域とは異なるものです。

Q 3 大規模盛土造成地と判定された土地では、建築物等の建築の際に手続きが必要になりますか？

A 3 大規模盛土造成地内の土地ということで、特別な手続きが必要になることはありません。

☎建築住宅課開発調整係 ☎71・2243 ☎72・3569

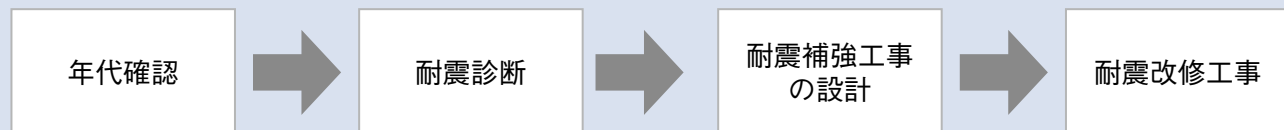
◎災害に対する備え、万全ですか？

災害時の被害を少しでも防ぐためには、日ごろから備えることが大切です。この機会に、宅地や住宅の耐震化のことや、食料の備蓄や防災グッズの準備など、災害に対する備えについて見直してみましょう。

昭和56年5月31日以前に着工した戸建住宅(木造在来工法)の耐震診断が無料で行えます

昭和56年5月31日以前に着工した木造在来工法の戸建住宅は、旧耐震基準が適用されており、耐震性に不安があるため、市は無料で耐震診断を行っています。条件を満たす個人所有の住宅の所有者はぜひご利用ください。

住宅の耐震性の確認・改修の流れ



耐震診断結果は右表の数値で表され、1.0未満の場合、中・大規模の地震の際に倒壊する危険性があるとされています。

構造耐震指標 (Iw)	倒壊の危険性
1.0 以上	低い
0.7 以上 1.0 未満	あり
0.7 未満	高い

その他耐震化に対するさまざまな補助制度があります

(1) 昭和56年5月31日以前に着工した木造在来工法以外[※]の住宅に下記の補助があります。

「耐震診断」に要する費用の3分の2（上限8万9千円）

「耐震設計」に要する費用の3分の2（上限20万円）

(2) 昭和56年5月31日以前に着工した個人所有の住宅には、

「補強工事」に要する費用の2分の1（上限100万円）を補助します。

※国・県からの補助金による事業となるため、診断の実施は国・県の補助金交付決定後となります。

要件など詳細は市HP[※]をご覧ください。建築住宅課（2階15番窓口）まで問い合わせください。

☎建築住宅課住宅係 ☎71・2245 ☎72・3569

👉次頁以降に紹介する市の補助金も確認！